

# 鳥取縣公報

## 規則

昭和二十五年八月三十一日 木曜日  
号外

本書ノ大キサバ國定規格A五判

### ◇鳥取縣規則第六十六號

鳥取縣農產物門司斡旋所規程を次のように定める。

昭和二十五年八月三十一日

鳥取縣知事 西尾愛治

鳥取縣農產物門司斡旋所規程

#### (業務)

第一條 鳥取縣農產物門司斡旋所(以下斡旋所といふ)は本縣農產物の販賣斡旋市況の速報並びにこれに伴う各種の調査及び連絡を行うものとする。

(設置場所)  
斡旋所は門司市にこれを置く。

(職員組織)  
第三條

斡旋所には主事又は技師(以下駐在員といふ)

第二條 駐在員は門司市にこれを置く。

2 駐在員が二名以上の場合上級者をもつて主任とする。

3 駐在員は知事並びに所屬部課長の指揮監督に服さなければならない。

#### (服務)

第四條 駐在員は販賣斡旋の申込みをしようとする者は別に定める。

#### (販賣の申込み及び取消)

第五條 販賣斡旋の申込みをしようとする者は別に定める様式の販賣斡旋申込書(以下斡旋申込書といふ)を駐在員に提出しなければならない。但し駐在員が認めたときは斡旋申込書を省略することができる。

第六條 販賣の申込みを取消しようとすると者は、その事由を駐在員に申出て承諾を受けなければならない。

#### (規定施行上の細目)

第七條 この規程施行につき必要な事項は知事が別に定

00074

める。

(附則)

この規程は公布の日から施行する。

昭和二十五年八月三十一日印刷  
昭和二十五年八月三十一日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)  
(第三種郵便物認可)

印 癸

行 島 取 県 島 取 市 東 町 取  
島 取 者 縣 島 取 市 東 町 取  
所 縣 島 取 市 東 町 取

印 刷 所 縣